

研究ノート

〈国家〉の再考—カナダの実験—(4)

第四章 2言語主義、多文化主義、そしてさらなる多元性—理念と現実—

中野 秀一郎

文化、なかんずく言語を異にする複数の人種集団が相集ってひとつの政治共同体（近代国家）を形成するという場合、ひとつにはまったく道具的な意味でのコミュニケーションの手段として、またひとつには国家統合や国民的アイデンティティの象徴的媒体として、いかなる言語をもって〈国語〉とするかという問題はことのほか重大である。言語は、単に意志疎通の道具としての役割以上に、人格内的には人間の思考法や価値規範の形成に決定的な意味をもっているからである。それは、その言語によって担われた〈文化〉の総体の遺産相続に立ち合って、その言語集団にこれを継承させてゆく役割をも果たすのである。したがって、やや大袈裟に言えば、どのような形でこの言語問題が決着するかによって、その国家の性格さえもが決定されてしまうといっても過言ではあるまい。

こうした場合、一般的には、言語の問題に対して国家が直接介入するやり方といわば自然にまかせるやり方が考えられるが、特に前者の場合は国法によって国家が公用語（あるいは、国語）を制定しその使用を強制するわけである。カナダでは歴史的な経緯から主として英語とフランス語が広く使用されているが、国家としての統一的な法制化は1969年の公用語法（The Official Language Act）をもって嚆矢とする。これによって、すべての連邦政府機関（それに、すでに説明した理由により、ニューブラウンズウィック州政府機関）は、個人の選択する公用語（英語、またはフランス語）でそのサービスを提供しなければならないとされた。公用語の監督官が置かれ、この法律の実施を監視し、同時に第2言語の教育を促進する役割をも担ったのである。しかし、一片の法

律だけでこのような重要で複雑な問題が解決するわけではなく、なかんずく教育は州政府の管轄事項に属しているので、教育をめぐる言語問題では連邦政府のこの法制化もしばしば形骸化する可能性があった。周知の通り、過激な分離-独立主義政党であるケベック党は、その政権政党としての権力を利用して、1977年にいわゆる法案第101号を州議会で可決させ、これより先、ブラサ自由党政政府によって制定された公用語法（法案第22号：フランス語をケベック州の唯一の公用語とする）を強化し、初等・中等教育における英語の使用を著しく制限したのである。

他方、いわゆる多文化主義（Multiculturalism）の政策は、この2言語主義のフレームの中で連邦政府の政策として提起されたが、それはRCBBの第4報告に呼応して1971年に発表された。この報告は、カナダが疑いもなく〈移民の国〉であると規定した後、「これらの多元的要素を統合するということは、その個々の言語や文化の本来の特性や個人のアイデンティティを消滅させることを必ずしも意味しない。人間をそのルーツから切り離せば、それはかれのパーソナリティの一面を破壊し、かれがもたらすであろう全体社会への貢献を奪ってしまうことになる」といい、この立場から連邦政府に対して合計16の勧告を行ったのである。これに応えた連邦政府の多文化主義政策は；

「そうしたいと望むならこれらの人種集団がその独自の文化的特性を保持すること、そしてそれらをカナダ全体社会の他の成員達と分かち合うことを奨励するものである。この政策はもし個人がその人種的態度においてオープンであり、かつ他の人種集団に対して尊敬の念をもっておれば、自

らの文化的基盤に自信をもつにちがいないという仮定に基づいている。この仮定に基づいて、この政策はまた差別的態度や文化的嫉妬を打ち破らんとする意図をもっている。要するに、この政策の主張は、カナダには2つの公用語はあるが、いかなる公的な文化もなく、いかなる人種集団も他の人種集団に対して優越しているということもない。したがって、それぞれの文化共同体は、カナダを構成する不可決の要素であり、その文化遺産に基づき、しかもきわめてカナダ的な仕方、地域的・国家的生活に貢献するため政府の援助を受けるに値するのである」と (Prime Minister's Statement, House of Commons, Oct. 1971 ; 1-3 抜粋)。要は、各人種集団が言語を含むその文化的遺産を維持・発展させることを援助し、人種集団間の交流を盛んにし、それらをして広くカナダ社会に参加せしめることを助け、またそれらが少なくとも公用語のひとつをマスターすることに手を貸す、というのである。

考えてみれば、かつての政治共同体(国家)のイメージは、主たる民族とその文化(とくに言語と宗教)を中心として一枚岩的な団結・統合を達成するというものであったと思われるが、現代カナダのこの試みは、その意味では政治共同体の〈常識〉を越える実験であるといつてよい。カナダ国家を構成する各人種集団はその文化的伝統を維持することを鼓舞されているのみならず、これをカナダ国家全体と分かち合おうというのである。カナダ的国家統合は、個々の個人、人種集団の個性的特性を十分に発揮した形でこの国への貢献に依存する。各人種文化集団は自らの文化を誇ると同様に他の文化にも尊敬の念をもち、こうした〈開かれた態度〉によって人種や文化の差異に基づく差別と偏見、誤解と嫉妬を克服せんとしたのである。

カナダ社会は、建国当時いわゆる〈建国の2民族〉(Charter Groups)、すなわちアングロ系とフランス系が60%対31%の割合で存在し、それに加えて約20万人のドイツ系を含むという人種構成であったが、今世紀に入ると、第1期(1900-1914年)には主として北及び東ヨーロッパからの農業移民が流入して平原州に定着、続く第2期(大戦間)には、さらに多様な国々から主としてオンタ

リオ州とケベック州の都市圏、工業化地域への移民の流入がみられ、第3期の第2次大戦後には、主として南ヨーロッパ、さらにはアジア、アフリカ、カリビア海方面からの移民が流入した。今日、カナダの人種構成は、イギリス系が1871年の60%から1971年には約44%へと減少、フランス系は略に30%を維持しているが(1871年31%、1971年29%)、その他の人種が7%(1871年)から27%(1971年)へと増加していることが注目される。〈その他〉のカテゴリーの中身はといえば(1971年)6%のドイツ系をはじめとして、3.4%のイタリア系、2.7%のウクライナ系、2%のオランダ系などが主要なグループである。これにアジア系の1.3%(内日系は0.2%)と原住民(インディアンとイヌイット)の1.4%を加えると、大略今日のカナダ社会の人種構成の見取図が完了することになる。参考までに、ここでは1901年と1981年の人種出自別カナダ人口の構成比を示しておこう。1971~1981年の間にも、〈建国の2民族〉の構成比が着実に減少していることが分かる(表1)。こうしてみると明らかなように、カナダ社会は漸次〈多元化・多様化〉の方向へ動いてきた(表2)。そして、この現実がRCBBの報告・勧告となったわけである。もっとも、ケベック州はこうした大量の移民が主としてアングロ系社会へ吸収されてゆくことを、人口数の上でのフランス系カナダ社会の危機として把えた。

周知の通り、ケベック社会は高い出生率によってごく最近まで人口の再生産を図っていたが、それが1960年代以降の近代化と共に著しい出生率の低下をみることになり、人口の絶対数を維持、増加させる必要から、独自の移民政策を採用するに至った。すなわち、ケベック州は1965年に移民省を設置し、ケベック・フランス語共同体への移民の奨励と吸収に積極的にとり組み始めたのである。実際、ケベック州では、1960年に始まる〈静かなる革命〉以来出生率は劇的に低下し、1941年に(人口1,000人当たり)26.8であった粗出生率(crude birth rate)は1974年には14.0に下落したが、これは当時カナダのすべての州のなかで最低であった。(Crysdale, S. et als eds., *Sociology Canada*, Toronto : Butterworth & Co., 1977 : 121)。

表1 (人種出自別カナダ人口の構成比)

COMPOSITION OF THE POPULATION OF CANADA BY ETHNIC ORIGIN, 1901 and 1981 (Percentages)

Ethnic Origin	Total	Nfld.	PEI	NS	NB	Que.	Ont.	Man.	Sask.	Alta.	BC
1901											
British	57.0		85.1	78.1	71.1	17.6	79.3	64.4	43.9	47.8	59.6
French	30.7		13.4	9.8	24.2	80.2	7.3	6.3	2.9	6.2	2.6
Other	12.3		1.5	12.0	4.1	2.2	13.4	29.4	53.2	46.0	37.9
Total	100.0		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1981											
British	40.1	92.2	77.0	72.5	53.5	7.8	52.6	36.9	38.3	43.5	51.0
French	27.1	2.7	12.2	8.5	36.4	80.2	7.7	7.3	4.9	5.1	3.4
Other	32.2	5.1	10.8	19.0	10.1	12.2	39.7	55.8	56.8	51.4	45.6
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

SOURCE: Dominion Bureau of Statistics, *1921 Census of Canada*. Vol. 1, 1924 table 23; Statistics Canada, *1981 Census of Canada*, Ethnicity update, April 1983.

表2 (カナダへの移民供給国の順位)

THE TEN LEADING COUNTRIES OF ORIGIN OF CANADIAN IMMIGRANTS

1951	1960	1968	1973	1979	1981
Britain	Italy	Britain	Britain	Vietnam	Britain
Germany	Britain	United States	United States	Britain	United States
Italy	United States	Italy	Hong Kong	United States	India
Netherlands	Germany	Germany	Portugal	Hong Kong	Vietnam
Poland	Netherlands	Hong Kong	Jamaica	India	China
France	Portugal	France	India	Laos	Hong Kong
United States	Greece	Austria	Philippines	Philippines	Philippines
Belgium	France	Greece	Greece	Portugal	Poland
Yugoslavia	Poland	Portugal	Italy	Jamaica	Haiti
Denmark	Austria	Yugoslavia	Trinidad	Guyana	Portugal

SOURCE: Manpower and Immigration Canada, *The Immigration Program*, Ottawa: Information Canada, 1974; Employment and Immigration Canada, *1979 Immigration Statistics*, Ottawa: Ministry of Supply and Services, 1981; 2nd Employment and Immigration Canada, *1981 Immigration Statistics*, Ottawa: Ministry of Supply and Services, 1983.

いずれにしても、多文化主義政策はこのようにして多様化したカナダ社会の社会-文化的現実に対処する処方箋として連邦政府によって採用されたわけである。歴史的にみれば、初期のアングロ系優越のイデオロギーがその他の人種集団に対する差別と偏見を醸成し、そのことはまた被差別グループの中に一種の自己同一化の感情と意識を生み育てることもなった。他方、アメリカ合衆国にみられたような同化現象 (Melting Pot) はカナダでは受け入れられず、また実現もしなかった。アングロ系社会の同化力に比べて各人種集団の個性維持の力が優越していたからである。〈人種多様性は国家統合と両立しうる〉という信念に基づく多文化主義は、人類史上まったく新しいひとつのイデオロギーであり、カナダ連邦政府の政策として結晶化し、その具体的な諸目標を包摂

した形で〈Multiculturalism〉と呼ばれることになった。しかし、この政策が導入された1970年代初頭、これが抵抗なく国民各層にすんなりと受け入れられたというわけでは決してなかった。この政策が、連邦政府の公用語法を台無しにして混乱極まりない多言語主義 (Multilingualism) を招致することになると案ずるものもいた。著名な社会学者 J. ポーター (John Porter) は、カナダ社会という高度に産業化された社会における人種集団の存続はかえって社会の垂直的移動 (階級間移動) を妨げると論じた。しかし、多文化主義を推進する人々はアメリカの社会学者グレーザーやモイニハンのいう〈neo-ethnicity〉の概念に依拠してそのメリットを強調した。すなわち、それによれば、人種集団とは;

「過去からの残存物ではなく、むしろ一種の社

会生活のスタイルであり、文化と伝統の担い手であるよりはむしろ利益の動員機構であり、人びとが生れ、あるいは時にはそれから逃れたいと思う集団ではなく、むしろそれによって自らのアイデンティティを選択的に形成するところの共同体である」というわけである。こうして、人種集団から旧来のエトノセントリズムの性格を拭い去ることによって、それを社会的活動（参加）の積極的な核として活用することが意図されたのである。

この連邦政府の政策に呼応して、いくつかの州ではこれに沿った具体的な施策が実行された。アルバータ、サスカチワン、マニトバ、オンタリオ各州はこれに肯定的に反応したグループであり、ニューブラウンズウィックとノバスコシア両州も正式に多文化主義政策を支持した。しかし、この政策がフランス系カナダの相対的な地位低下を計る陰謀であると考えたケベック州では、公式的にも非公式的にも、世論はオタワの政策に真っ向から反対の姿勢を示していた。もっとも、1970年末期には、ケベックでも人種の多様化が現実のものとなって、なんらかの多文化主義的政策を実行せざるをえなくなくなってゆくのである。たとえば、1978年には州の PEL (Programme de l'enseignement des langues d'origine) が発足したように。

積極的支持派の方では、たとえばサスカチワン州がそれである。ここでは、1974年にサスカチワン多文化法 (the Saskatchewan Multicultural Act) が州議会で可決され、〈個人や集団がかれらの文化的遺産の本質を学び、また他の人種集団の文化的貢献について学ぶ機会を拡大するための援助を行なう〉とされた。具体的には、学校法第209項を改めて、英語以外の言語を教育の手段とすること、第2言語の教育の促進を奨励・援助することが可能となった。また、同180項によって、例えば、ドイツ語と英語のような2言語による教育を幼稚園から12年度生まで実施することができるようになった。学校カリキュラム外での活動も文化-青年省によって援助され、17言語を2000人の児童に教育することも行なわれた。

同じく、積極支持派のオンタリオ州でも同様な施策が実行されたが、その代表例は1977年に発足する the Heritage Language Programme であ

る。このプログラムによって、1980年-81年度には公立学校で44の非公用語が76,000人の児童に教えられた。授業は、土曜日、放課後、夜間に行なわれたが、週2時間半が確保され、そのカリキュラムは地域の教育委員会が責任をもつというきわめてフォーマルな制度化であった。もちろん、教育委員会が教師の手当を支払ったのである。さらに、これと平行して、オンタリオ州教育省は同年(1977年)、「カナダの多文化遺産」というタイトルの歴史教育を中等学校に導入し、この課目を教える教師に特別の免許を与え、加えて初等教育からの多文化に基づく教育の促進、バイアスフリーのテキストや教材のためのガイドラインなどの整備を行った。

疑念と反発の中心はケベック州であった。ここでは先進的な経済活動がアングロ系に掌握されてきたことに加えて、最近では著しい出生率の低下に見舞われていたが、なによりも北アメリカ全体を覆うアングロ-アメリカ化の波の中でスランスクトリック的伝統を固守しようとするいわば生存を賭けた執念ともいうべきものが存在したからである。したがって、ここでは多文化主義政策とは、フランス系カナダの犠牲において英語（あるいは他の言語）集団の勢力が増大することと解釈された。たとえば、J.ハンパリンによれば、この時期のケベック州の人口学的変化がその危機意識、そしてひいては反連邦文化政策の根底にあるという (Mallea, J. R. 1977: 9)。すなわち、フランス系カナダ社会はカナダ全体でも、またケベック州内でも漸次その基盤を浸蝕されつつあるというのである。なかならず、その近代中心都市モントリオールでのフランス系カナダ人の人口減少が憂慮されており、ある推計によれば、今のままの割合で移民が英語系共同体へ統合され続けられれば、紀元2000年にはフランス系の割合は53-60%へ下落するという。このことは、現在でも経済的に力の弱いフランス系社会が、ゆくゆくは政治権力をさえアングロ系に譲り渡すハメになるという警告として叫ばれ、フランス系社会への移民統合政策が必要であるという提言に至るわけである。

さらに、1968年には州政府の委員会 (the Commission of Inquiry on the Position of the French Language Rights in Quebec) が報告を出し、学

校教育におけるフランス語の重要性もさることながら、基本的には労働・職場におけるフランス語の使用をもっと徹底しなければならないと提言した。というのも、新移民が子弟を英語系学校へ通わせようとするのも、もとはといえば子供の将来（職業生活）を案じた〈経済的動機〉によるからだというわけである。RCBBの報告もこの点に強く注意を促した。すなわち、高い給与レベルや産業界・財界の重要なポストをみるとカナダ全体で（そして、アングロ系がしばしば少数派でしかないような地域ですら）アングロ系の代表性は決定的に大きく、〈職場の言語〉としてのフランス語の弱体がこうした結果を生じせしめているというのである。

補足すると、ケベック州においても、連邦政府の公用語法発布の年（1969年）には、国民連合党政府による法案第63号が州議会で可決され、マイノリティ・グループの〈子弟を英語系学校へ通わせる権利〉（より一般的には、両親による〈子供の学校〉の選択権）を認めたのである。これは、もちろん、連邦政府の公用語法の精神の沿ったものではあった。けれども、当時ケベック州に存在した〈危機意識〉はこうした寛容な政策を許す状況ではなかった。ケベック党党首ルネ・レベックなどは、新移民の子弟はすべてフランス語系の学校へ通うべきだとし、国民連合党内閣の施策はケベック州内における〈フランス語の生き残り〉をさえ危うくするものだとして警告した。こうした状況の中で、1970年州選挙では国民連合党は自由党に破れ、1974年にはこの政権のもとで「ケベック・フランス語憲章」（フランス語をケベック州の唯一の公用語とする法案第22号）が可決されるのである。

これによって、フランス語の能力がなければ州政府の官僚になることはできなくなったし、州政府との契約文書はフランス語で書かれることはもちろん、フランス語の使用に応じた優先順位で契約を行なうこと、またビジネス界がフランス語の使用を促進しようとする場合には政府が財政的援助を行うこと、そして子供の学校を選択するに際しては教育委員会がその子供の言語能力をテストできることなどが現実化した。

しかし、この立法は、アングロ系（及びその他

の人種集団）にもフランス系にも不人気であった。結局、中間をとったのでどちらの側をも満足させえぬままに混乱が続くことになる。そして、すでにみたように、1976年11月15日には、分離主義を標榜するケベック党が自由党を破って州政権を掌握、かの悪名高い法案第101号を実現させるのである（1977年）。

ちなみに、当時の世論調査の結果をみておこう。1974年、*The Gazette, Le Devoir, Le Soleil* の各日刊誌が共同で行った全州世論調査の結果によれば、フランス系住民の（僅か）18.9%がフランス語を唯一の公用語とすることに賛成しており、また47.6%はフランス語を公用語に、英語を第2言語（公用語）とすることに賛成しているの、結局、トータルで66.5%のフランス系住民は少なくともフランス語に優先権（priorityの地位）を与えることに賛成しているということになる。他方、州全体では32.3%のものが公式的な2言語主義を支持するに過ぎないのに対して、アングロ系住民の79.2%がこれを支持しているのである。教育の言語に関しては、フランス系住民の59.4%が法の名において英語を母国語とする将来の移民がその子弟をフランス語学校に通わすべきだとする意見であり、また71.6%が同様な措置が英語を母国語としない未来の移民に対して適用されるべきだとしているが、前者に賛成するアングロ系住民は15.2%、また後者の措置に賛成するものも僅かに25.8%に留まっている。しかし、留意すべきは、その他の争点、例えば、フランス系の両親が子供を英語学校へ通わせる権利、実業界でのコミュニケーション手段としての言語、フランス系カナダ人の管理職への昇任機会、ケベック州で成功するための英語の能力の必要性、2言語による法律や法令の公布などについては、フランス系、アングロ系の間で目立った差異がないというのである。

法案第101号が成立して、英語学校への通学が厳しく制限され、新移民のことごとくがフランス語学校へ通わせられることになる状況が生まれたのは上の如き世論の渦中においてであった。かくして、連邦政府の2言語主義と多文化主義の政策に真っ向から反対したケベック分離主義者のグループは、ケベック党州政権の援護に勢いをえ

て、1980年のレファレンダムへ向って突入してゆくのである。

さて、多文化主義（政策）の受けとられ方（受容）の問題であるが、当時のカナダ人の受け取り方を、(1) 認知、(2) 態度、(3) 行動の3つの側面から全国的なサンプル調査によって究明したJ. W. ベリーらの研究を一瞥しておくことにしよう (Berry, Kalin & Tailor, 1977)。

多文化主義のイデオロギーに対する態度についてみると、ややバラツキはあるにしても、一応サンプル全体としては肯定が否定を上廻っていると結論できる。たとえば、「移民との友好的な関係からカナダ人がうるものは大きい」というステートメントに対する賛成は81.0%と不賛成の8.6%を大きく引き離している。〈公用語を話す〉という能力が〈カナダで出世する (=getting ahead)〉こととはなんの関係もないとする態度も一貫して高い値を示す。しかし、連邦政府の文化主義政策に関する知識ということになれば、サンプルの5分の1弱がこれを知っているといい、残りのサンプルの5分の4の内、約4分の1がそれについて聞いたことがあると答えているだけである。こうした結果から、調査者達は次のような結論を下している (同上: 144-145)；

「結論的にいえば、多文化主義政策に対する知識は決して充分とはいえないが、こうした政策に内面化されている諸価値に対しては強い否定的な態度を示すという兆はない。——知識の欠如が示すように、この政策に対する明確な全国民的な支持があるとはいいい切れないが、そのイデオロギーと政策の促進には好意的な反応が一般的である」と。

多文化に対する政策をやや抽象化して、(1) 同化 (assimilation = 移民に旧来の生活様式や慣習を棄てさせ、新しい国のものを身につけさせる)、(2) 許容的統合 (permissive integration option = 移民に旧来の生活様式や慣習を維持することを許容する)、(3) 支持的統合 (supportive integration option = 移民が旧来の生活様式や慣習を維持することを奨励する) に分けて、地域別に仕分けしてみると次のような結果をうる (表3)。

概して、すべての地域で〈許容的統合〉が高い値を示すが、ケベックでの〈同化〉の割合が他地

域に比べてきわめて高いことが注目される。しかし、これをさらに人種集団別でみると、フランス系が〈同化〉を支持する値が24.5%と上昇し、他の人種集団とはきわ立った差異を示すのである (表4)。

表3 地域別多文化政策への反応 (%)

地域	政策			
	実数	同化	許容的総合	支持的総合
大西洋沿岸州	155	16.0	54.8	29.2
ケベック	438	20.2	57.8	22.0
オンタリオ	671	10.4	57.9	31.7
平原州	276	9.6	65.3	25.1
ブリティッシュコロンビア	189	11.5	67.4	21.5

出典: Berry et als., 1977. p. 149

表4 人種集団別多文化政策への反応 (%)

人種	政策			
	実数	同化	許容的総合	支持的総合
アングロ系	658	12.9	58.4	28.7
フランス系	310	24.5	56.1	19.4
英語を話す その他	493	8.8	63.2	28.0
仏語を話す その他	33	5.0	61.1	33.9

出典: Berry et als., 1977. p. 156

総じていえば、重回帰分析の結果から判明することなのだが、多文化主義の政策で、よりポジティブな反応をする割合は、1) フランス系カナダ人でないこと、2) 教育歴が高いこと、3) 比較的若年であること、などと正の相関を示すのである (同上: 168)。ただ、全体的には、カナダにおける多文化風土に対する態度はかなりの程度ポジティブであり、フランス系カナダ人、それにより弱い程度ではあるが、ロシア系とウクライナ系カナダ人において、これがややネガティブの方に偏るのである。この最後の点に関しては、調査者達の説明は、これらの人種集団が母文化との間にもつ関

係、すなわち基本的には母文化から切り離されたため、その言語・慣習を保持すること (self-protection) に苦慮してきた結果であるとみている (同上: 172)。

かつて、アメリカ合衆国とカナダの多人種社会を比較して、前者を〈melting pot〉、後者を〈salad bowl〉 (=モザイク) に喩えることが流行した。その意味は、アメリカでは各人種集団がその母文化 (言語・慣習) を払拭して新しい人間類型、すなわち〈アメリカ人〉となつてゆくのに対して、カナダでは各人種集団がその固有の文化を維持し、それぞれが独自のカラーをもちつつカナダ社会を構成しているというのである。そしてこのことに関しては、一方でアメリカとカナダという2つの社会の顕著な差異であるという解釈と、他方そうではなくて、これはカナダがアメリカより移民の歴史が浅いからであつて、将来はカナダでもまたアメリカのように〈渾然一体〉とした〈カナダ人〉が生れるだろうという考え方がある。

今日、世界は多数の無責任な国家権力 (政府) のおかげで、難民・移民の供給には事欠かない状態である。とくに、移民でできた国ともいえるカナダやアメリカには難民・移民が殺到し、そのうち難民に関しては、政治的、国際法的、人道的な観点から、カナダなどではこれまで移民法によってこれを優先的に受け入れることが行われてきた。しかし、難民の潜在人口は世界中で1,500万人 (アジア: 700万人、アフリカ: 400万人、中近東: 300万人、ヨーロッパ: 30万人など)、それも増加の傾向にあるというのである。その中味に関していえば、1970年以降北アメリカでもこれまであまり歓迎されることのなかつたいわゆる visible minority (非ヨーロッパ系有色人種) が圧倒的に大多数を占めている点である。そして、難民や移民を受け入れるということは、責任ある先進諸国の政府にとっては、かれらを政治的、経済的難局から救い出すというだけでなく、かれらにその国民が享受するのと同じ質の社会的・文化的生活を保証するということでもあるから、もちろんその国力に応じて一定の人数制限が発動するのはやむをえないということになろう。

カナダでは、1975年に政府がいわゆる移民に関する〈Green Paper〉を発刊して以来、移民論争が

再燃した。それに基づいて、1978年に執行されることになる新移民法が1976年に創られ、カナダの将来計画に沿った移民受け入れの態勢が検討されている。新移民法の3原則は、1) 家族統合、2) 職業・労働市場の需要、3) 難民であるが、1) と3) が多数を占めるため労働市場の必要に応じた移民導入が難しいともいわれている。1980年初頭には、移民受け入れ数も略々年間13-14万人と発表され、その約10%は優先的に難民受け入れに当てられるという計画も公表された。とはいえ、カナダの人口構成 (1971年国勢調査) でみると、アングロ系44.6%、フランス系28.7%、その他のヨーロッパ系23.0%と圧倒的な〈西欧の国〉であつて、アジア人ということになれば僅かに人口の約1.3%と少数になる。そのような国で多文化主義が唱えられるという意味は、まさにこれが少数 (民族) 者の権利と自由を守る精神に由来していると考えなければ理解できないことである。移民についていえば、カナダ政府がそれまでの差別的な移民法を改めたのが1962年、南アジア、西インド諸島、アフリカなどからの移民が急増したのはこの後のことである。そして、カナダの〈人種問題〉はこれらの移民が住みついた大都市圏において特に顕在化した。ちなみに、第2次大戦後カナダの受け入れた移民総数は約270万人、内66%は大都市圏モントリオールとトロントに定着した。

難民受け入れについても新しい規則が執行されたし、また移民法にも歯止めがあるから、年間数十万人というような難民・移民の流入はもはやありえないとしても、過去20-30年間に亘って流入した新移民がカナダ社会に充分根を下すにはまだまだ時間がかかるだろうし、そうした意味では多文化主義の政策と相まって、カナダの多人種社会は今後当分さまざまな調整過程を経なければならないであろう。それが何十年か先にアメリカの〈melting pot〉になるにしろならないにしろ、社会学者ポーターの心配するように、人種集団の高い可視性 (saliency) が社会的不平等醸成のモメンタムとして作用しないように、人種間相互の自立と尊厳を基礎にした高いモラルが必要になることはいうまでもない。

さて、こうした状況の中で、カナダ社会の人種的多元性は着実に進行しつつある。そこで最後

に、このことに関する問題点をやゝ広いパースペクティブから検討しておきたい。

カナダ社会がいわゆる多文化 (multicultural)、多民族 (multinational) の社会であることはまちがいない。そして、このような〈多元性〉をもつ社会は今日世界中いたる所に存在するわけである。とくに、原住民を多量に抱えつつ、同時に不断の移民の流入を経験した合衆国、南アフリカ、オーストラリア、ニュージーランドなどがカナダと同様な社会形成史と現実の社会構造を共有していよう。もちろん、それ以外にも、世界にはベルギー、スイス、ソ連邦、中国などの例を引くまでもなく、いわゆる〈多民族国家〉なら枚挙にいとまがないといつてよい。そこで、この複雑極まる現実を整理しカナダ社会の特徴を明らかにするために次のような視点を導入することにしよう。

まず第1に、当該社会 (あるいはその代表たる政治権力) が文化的多元性を意図的に保持しようとする方向とこれを意図的に消滅しようとする方向が考えられる。最近のカナダは、イデオロギー的、政策的に、明らかに前者の方向へ動いている。もちろん、この反対の極にはいわゆる〈同化〉 (assimilation) 政策があろう。もっとも、こうした場合にも意図と結果とは峻別して考えておかなければならないことはいうまでもない。すなわち、多元性維持を意図 (なかならず、公式的政策として) しても、実質的にはカナダにおける過去のアングロサクソン系遺産の優位が示しているように、ある種の同化は進行するであろうし、また反対に、多元性の消滅を意図したとしても、現実には今日のアメリカ合衆国にみられるように、(もっとも地域的な差は大きいにしても) 〈エスニシティ〉 (Ethnicity) の存在は容易には消滅しないであろう。

第2に、重要と思われる視点は、保存にしろ消滅にしろ、文化の多元性をめぐる公的な圧力が発動した場合、それが結果として政治権力との間にどのような関係を形成するか、すなわちいつてみれば政策の〈機能〉の問題がある。たとえば、南アフリカでは、アフリカ文化が意図的、強制的に温存されたが、これはなにもアフリカ文化の重要性とその全体社会への貢献がプラスに評価され

たからではなく、原住民の文化と植民地支配者の文化とを隔絶しておくことで、この社会における白人支配の構造を維持するのが最大の目的であった。他方、オーストラリアでは長く〈白豪主義〉 (White Australia Policy) に基づく移民政策が実施されたことと、最近まで原住民の同化と吸収が強く意図されたため、比較的同質的な社会を構成していた。しかし、これらに共通している点は、それがいずれも一種のエトノセントリズム (とそれに基づく支配) 以外の何物でもないということである。現代カナダの場合、明らかにこうした差別的な支配志向の意図は見当らない。少なくとも、イデオロギー的には、真の「民族間の平等」ということが措定されているのである。もちろん、ここでも意図と結果の区別は重要であるが、それは具体的個別事例を扱う時に充分留意されねばならない。その多文化主義政策 (Multiculturalism) が示す如く、カナダは人種的、民族的多元性を全体社会のエネルギーとして汲みとろうと意図しているわけである。その意味では、〈カナダにおける文化的多元性〉においては、異なる複数の文化の単なる共存状態を超えたより有機的、全体的な複合文化システムが想定されているわけである。もっとも、カナダ固有の〈文化〉をめぐっては、未だその成立を確認できぬとするものも多いから、〈文化の多元性〉に基づく〈一元的なカナダ文化〉をどう定義するかは未来に属する問題ということになろう。しかし、ここではその実験的な性格をもつ多文化性がカナダ社会に及ぼすインパクトに関連して、いくつかの問題をみておくことにしよう。

全体社会の中に、同一の祖先 (事実でも虚構でもよい)、同一の歴史的体験、同一の民族的シンボルを共有する複数の人種集団が存在する場合、その社会は文字通り〈多民族 (文化) 社会〉を構成する。それら人種集団は状況に応じて (たとえば、カナダにおけるフランス系住民とケベック州におけるフランス系住民の様に)、少数派 (minority) であったり多数派 (majority) であったりするわけだが、それらをめぐる全体社会の政治権力地図、威信 (prestige) や経済的財を含むさまざまな資源の分布の故に、この現象を単なる〈統計的事実〉とだけ認定するのでは不十分である。

たとえば、政治権力との関連でいえば、各人種集団が特定の利益を代表する独自の行動主体である場合、そしてそれが正当な政治過程を踏まえて全体の政治的意志決定に重要な影響を行使しうる場合、明らかにここには人種の多元性に基づく政治的多元主義 (political pluralism) が存在するといえるであろう。同様に、人種と社会階級が二重映しになって社会構造化する可能性は枚挙にいとまがないし、それ故この問題は〈民族と社会主義〉の矛盾として誕生期の社会主義運動 (たとえば、ソ連邦建国時) の最大の争点となったわけである。さらにまた、皮膚のカラーの濃淡によって決まる社会的威信のヒエラルキーも各地で散見される。

こうしてみると、複数の人種集団の存在はまさに不平等な社会構造を結果させる必要条件であることはまちがいない。けれども、今日、イデオロギーのテコ入れ (たとえば、カナダの多文化主義政策) も手伝って、人種に不平等構造の充分条件としての役割を負わせることはますます減少しつつあると思われるのである。一方では、人種の境界線を越える地域的利害や階級的利害が存在するのに加えて、よりラディカルには、基本的人権の思想を踏えた〈普遍主義的個人主義〉 (universalistic individualism) の考え方が広く行き亘りつつあるからである。その意味では、やや中途半端の感を禁じえないとしても、現代国家もまたある程度〈人種を越える〉方向を内包している。こうして、たとえば、今日カナダやアメリカ合衆国に住んでいる黒人 (アフロ・カナディアンやアフロ・アメリカン) は、南アフリカ共和国の黒人 (アパルトヘイトで徹底的に差別されてきた) とは決定的に異なる社会-文化的環境の中で生活しているのである。

人種差別、人種偏見の問題は、長くて陰惨な歴史に彩られているので、これを完全に払拭することは思いのほか困難であるかも知れない。ドイツ・ナチズムがユダヤ人を何百万人も虐殺したのはつい昨日のことである。けれども、それよりもさらについ〈昨日〉に、中国では文化大革命という思想上 (人種上ではない!) の争いによって1,000万以上の殺人が行われたといわれる。〈解放?〉後のカンボジアでは、ポルポト政権の下で

旧体制に繋がっていた何百万人ものひとひとが抹殺されたのである。他方で、基本的人権の思想や文化相対主義が文明化された社会の〈常識〉として定着しつつある。その点からみれば、人種的、文化的多様性が決して不可避的に人類の殺しあいの唯一の〈元凶〉でもなさそうである。そこで、次にはカナダをひとつの実験例として扱う視点から多人種国家の可能性を考えてみたい。

国家 (政府) が、民主制原理 (主権は国民に存在する) と福祉原理 (国家の存在理由は個人の福祉-基本的権利を伸展することにある) を基礎に、一定地域 (国土) に居住する住民 (国民) に責任をもつ団体であるとするような国家観は人類史上まったく新しい発想であるが、その上国民資格をめぐって人種や血統、思想や宗教、その他のいかなる個別主義的な属性をもその認定基準として採用せず、ひたすらに普遍的な契約 (当該国家に対する最少限の忠誠) に基づいて国民資格 (citizenship) を決定するというやり方もまたまったく最近のものである。基本的には、人間としての〈個人〉 (あるいは、個人としての〈人間〉) が問題なのであって、こうした考え方を徹底させれば国際法上の〈個人法主体性〉にまでゆきつくのは容易である。実は、われわれがこの論稿の冒頭で示した〈カナダ政府に抗議する難民〉や〈先進国の災害援助が遅いと文句をいう小国の大統領〉は、ある意味では、このもっとも新しい国家観に基づいて発言しているともいえるわけだ。俗に、〈人道的見地から〉といわれるさまざまな非政府機関による援助・救済活動ということになれば、これはすでにこの最も新しい国家の枠をさえ跳び越えているといわなければならない。ただ、残念なことは、今日、この種の援助活動が国境を越えて活動する (しなければならない) 背景には、すでに述べたように、上のような国家観に基づいて自国の国民に対して責任ある行動をとらない〈主権国家〉が存在するからであり、またこうした国々から難民や移民が流出することも容易に想像されるところである。この点に関連していえば、現実的には、名目的にしるこの地球上に180余の主権国家が存在するのであるから、この問題はまた〈国と国との関係〉、より正確には、(A)この新しい国家観を受け入れ実行しようとしている国家 (政府) とその

国民、(B)それとは反対に古い国家観にしがみつくか、または新しい国家観に基づいた国家行政を行う能力のない国家(政府)とその国民、これら(A)、(B)2種類の国と国との関係として展開する。本稿の主題は、多民族社会の〈内政的側面〉にあって、〈外政的な問題〉は一応避けておきたいが、ただ、いずれにしても、現在の難民・移民をめぐる混乱状態を充分理解するためには、最少限この点に触れておく必要があると思われる。

カナダから一寸離れるが、その〈南の大きな兄弟〉アメリカ合衆国とここへ流れ込むメキシコ移民を例にとってみよう。

アメリカと1,300マイルの国境をもつメキシコは、1846-48年のメキシコ戦争の結果(もっとも、アメリカはメキシコに1,500万ドルの金を支払ったのではあるが)、いわゆる〈Mexican Cession〉によって現在のカリフォルニア州、ネバダ州を含む広大な領土をアメリカに譲り渡す。しかし、その後の経済発展においてもアメリカに追いつけず、現在国民1人当たりのGNPで見るとアメリカの5分の1程度と貧しく、それに加えて国内的には貧富の差が大きいことから、北の〈豊かなアメリカ〉へ逃げ出そうとする人口はあとを絶たない状態である。年間15万人程度の合法的な移民のほか、約50万人の非合法(undocumented)移民が毎年アメリカへ流れ込んでいるのである。人道主義的政策で知られるカーター大統領は、こうした非合法移民の問題を解決するため、1977年に、1970年1月1日以前に米国に入った約765,000人のメキシコ人(非合法)には特赦を、1977年1月1日以前に入国した500万人(非合法)には5年間の労働許可を与えるという法案を議会に提出しようとするが、メキシコ系アメリカ人のリーダー達がこれを不満としたため、この計画は流産してしまった。

ところで、この大量のメキシコからの不法入国者(かれらは強制送還されてもすぐ舞い戻ってくるのだが)が、なぜアメリカへ殺到するのかといえば、答えは簡単である。アメリカには、メキシコで手にすることのできない自由と豊かな生活が存在するからである。それでは、アメリカに〈自由と豊かな生活〉があたかも自然資源の如く忽然と存在したのかといえば、それはそうではない。

アメリカ合衆国という国家の政府とその国民が、いわばそれを作り上げたのである。メキシコ政府とその国民はそれを作り上げることに失敗しているわけである。そのメキシコ国民が、アメリカへ逃げ出そうとする行為の正当性を問うとすれば、その答えはかれらが〈ひとりの人間〉として、アメリカ人と同様、自らの自由と幸福を追求する固有の基本的権利をもっているからだ、というほかならう。

東ロスアンゼルス街のメキシコ人街(the barrios)の住民がロスアンゼルス市長と面会・交渉して、住居改善に必要な多額の資金を市当局から獲得できる、それがアメリカである。そして、10万人のメンバーをもつThe League of United Latin-American Citizensの会長R. ボニラはいう；

「もし今国境を閉鎖しようものなら、メキシコは文字通りその裂目から爆発するであろう。メキシコの(年間)30%のインフレ率、どうしようもない失業をみれば、これらの不法移民が外にどこへも行き場がないことは明らかである。もしかかれらがメキシコから出国できなければ、メキシコの社会条件はもっと悪化して現在の民主的なメキシコ共和国は崩壊するであろう。アメリカ合衆国がキューバよりもずっと近い国が社会主義化したり共産主義化したりするのを喜ぶとは思えない！」と(McClellan, 1981: 42)。

半分、脅かしのようにも聞えるセリフではある。1975年にインドシナ難民を一举に60万人も受け入れた時のような〈責任〉を、アメリカはメキシコに対しても(たとえば、過去のメキシコ戦争の代償として)とらなければならぬかどうかはこの際問うまい。問題は、アメリカでは不法入国者の子弟でさえも地域の公立学校にすんなり受け入れられるという徹底した〈人権〉尊重の政治が貫徹しているという事実が重要である。親は不法入国者であっても、子供はそれ自身として教育を受ける〈権利〉があると理解されているからである。

多分、メキシコ政府には本気になってこの流民を止める意図はあるまい。国境を監視するにも金が掛かるし、それにこうした潜在出国希望者に職はおろか、教育、衛生、その他の文化的生活に不可欠なアメニティを用意することができないから

である。メキシコは決して貧しい後進国ではない。にもかかわらず、一部特権階級に富が集中していて、農業の一部は今も旧式の耕法で営まれているという。たとえば、1979年の統計でみると、99万8,000人余のメキシコ人が不法入国者としてアメリカからつき返されている（US Immigration and Naturalization Service, 1979）。メキシコ政府の面目まるつぶれという感がするではないか。他方、この同じ年（カリビアンも加えた数字だが）合衆国は18万7,000人余のメキシコ人を受け入れている。アメリカが、結局は、「安い労働力」を利用しているのだという意見がある。しかし、その程度の賃金でもよからアメリカへ行きたいとするメキシコ人がわんさと存在することの方が重要であろう。国家間の国際法上の関係ではない〈経済〉や〈政治〉を含めた社会的な〈磁場〉がメキシコ人のアメリカ合衆国への流入を支配しているといえよう。

ところが、これをアメリカ側の内政面からみると、この国に新しい社会学的問題が提起されていることが分かる。カナダと異なって、アメリカの場合、いわば〈自然の勢い〉にまかす形で移民に対しては〈同化〉政策がとられてきた。アメリカ最大の人種問題であった〈黒人問題〉にしても、ここ30年位の間に事態は著しく改善され、黒人の生活スタイルまでもがひとつの〈アメリカ人〉の形として定着しつつあるかにみえる。しかし、今や非合法のものも加えるとアメリカ総人口の9.1%に達せんとするイスパニックス（Hispanics＝その6割がメキシコ系である）は、文化の上からも（かれらは主としてカトリックで、大家族制を基礎にした社会生活を営む）、数の上からも（その出生率は白人の約2倍）、そしてなかんずく地域的な集中によって（カリフォルニア州30%、テキサス州22%、ニューヨーク市13%など）、容易にアメリカ社会へ同化しない少数者集団を形成し始めているのである。現実問題として、カリフォルニアやテキサスでは否応なく2言語主義（bilingualism）や多言語主義（multilingualism）が必要となっているわけである。

The Select Commission on Immigration and Refugee Policy の委員長ヘスプール神父は *US News & World Report* (89: 63-64, 1980) とのイ

ンタービューで、アメリカの移民法改正の方向について、カナダのそれと同様の3つの基準（家族、職業、難民）を考えていることを明らかにしているが、その第2カテゴリーに関連して、文化的多元性（cultural diversity）のアメリカ社会全体への〈貢献〉について語っている。カナダのような意図的な多文化主義政策はこの国では実現されそうにはないが、しかしもともとが〈自由と平等〉のお国柄ゆえ、やはりそれなりに〈良いものは残る〉の類いで、文化的多元性は現実のアメリカの一側面であり、また社会の活力源であるといえるかも知れない。

世界的にみれば、エトノセントリズムの克服と文化的相対主義の受容が遅々として進展しない中で、われわれが考察してきたカナダは、いわば世界に先駆ける〈実験〉として、国家（連邦制）の枠の中で多民族性・多文化性そのものをひとつの〈現実〉として受け入れた。大きくみれば、この〈現実〉はまさにわれわれが住む地球上の現実なのであるが、これまでのところ、われわれがこの現実と対処した時の主たる処方箋は、〈棲み分け〉と〈戦争〉（弱肉強食）であった。そして、今でもその大枠は大きく変わってはいない。インド人はインドに、ロシア人はロシアに、イギリス人はイギリスに、主として住んでいる。利害が大きく対立しない限りは、われわれはいわば近所付き合いとして相互に交渉する。そして、時にはあれこれ理由をつけて殺伐な闘争をも辞さないのである。ナショナリズム、植民地主義、人権差別主義、反ユダヤ主義など物質的利害とも連動したさまざまなイデオロギーがまかり通ってきた。

しかし、ここにきて、世界が急に小さくなり始めた。世界貿易だけの話ではない。マスコミの飛躍的な発達のおかげで情報流通革命が起って、〈意識〉における同時間的な（synchronic）人類史の成立が可能になりつつあるのである。また、本当に殺し合いになれば、核兵器の大量使用で地球自体のバイオ・エコ・システム（生態系）が崩壊して人類生存の望みがなくなるため、勝者と敗者が生れるような〈戦争〉はできなくなってしまったし、〈棲み分け〉でゆくには、もはや地球は小さすぎるといふ状態にきてしまった。こうなれば、今や〈一緒に生きてゆく〉より外に仕方がないわけ

である。そういう人類の未来の存在様式を模索しているのが実験国家カナダというわけである。

例外的な単一国家(相対的に)である日本が、そうした特殊性とは無関係に21世紀には世界のGNPの20%を有する経済大国になるだろうという予測があるが、このような日本の存在様式は世界の他の部分との密接な連繫(結がり)の下にはじめて可能となる性質のものである。すなわち、日本と日本人が地球共同体(Global Community)の中で責任あるメンバーとして成長することが、これからの日本の生存にとっては不可欠の条件だということになるのである。〈外国人との付き合い〉(外交)が一番苦手というのではこうした世界で生きてゆくことはできない。日本人は、この際、他民族との本当の付き合いの仕方を充分学ぶ必要があるのである。

References

- Behiels, M. D. 1985. *Prelude to Quebec's Quiet Revolution: Liberalism versus Neo-nationalism 1945-1960*, Kingston and Montreal: McGill-Queen's University Press.
- Berry, J. W., R. Kalin and D. M. Taylor. 1977. *Multiculturalism and Ethnic Attitudes in Canada*, Ottawa: Ministry of Supply and Services Canada.
- Colwmen, W. D. 1984. *The Independence Movement in Quebec 1945-1980*, Toronto: University of Toronto Press.
- Fritzmaurice, J. 1985. *Québec and Canada*, N. Y.: St. Martin's Press.
- Hamelin, J. et N. Gagnon. 1984. *Histoire du catholicisme québécois*. Tome 1 (1898-1940), Tome 2 (de 1940 à nos jours), Montréal: Les Éditions du Boréal Express.
- Latouche, D. et als. 1976. *Le processus électoral au Québec: les élections provinciales de 1970 et 1973*, Montréal: Hurtubise HMH.
- Mallea, J. R. 1977. *Quebec's Language Policies: Background and Response*, Québec: Les Presses de l'Université Laval.
- McClellan, G. S. 1981. *Immigrants, Refugees, and U. S. Policy*, New York: The H. W. Wilson Company.
- McRoberts, K. and D. Posgate. 1976. *Quebec: Social Change and Political Crisis*, Toronto: McClelland and Stewart.
- Samuda, R. J., J. W. Berry and M. Laferrière. 1984. *Multi-culturalism in Canada: Social and Educational Perspectives*, Toronto: Allyn and Bacon, INC.
- Smiley, D. V. 1980. *Canada in Question: Federalism in the Eighties*, Third Edition, Toronto: McGraw-Hill Ryerson.
- Touret, B. 1972. *L'Aménagement Constitutionnel des États de peuplement composite*, Québec: Les Presses de l'Université Laval.
- Trudeau, P. E. 1968. *Federalism and the French Canadians*, Toronto: Macmillan of Canada.